

冤罪が目の前で、現在進行している！

袴田巖さんの再審に、不当決定

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

6月11日、東京高裁は、袴田巖さんの再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却するという不当な決定を出しました。

無実の死刑囚、袴田さんの再審請求に、静岡地裁が再審開始決定を出したのは2014年3月27日でした。同日に袴田さんは釈放されましたが、それは異例のことで、これ以上袴田さんを拘束することは「著しく正義に反する」という裁判所の判断を示したものでした。検察が即時抗告して再審開始の是非が改めて東京高裁で争われていました。

☆☆☆

この再審の争点はDNA鑑定だと報道されています。事件から1年も経って「発見」された、事件当日に袴田さんが着ていたという「5点の衣類」の血痕から検出されたDNAが袴田さんのものではなかった、という鑑定が、再審開始決定の新証拠になりました。東京高裁では、その鑑定方法が信用できないとされてしまったのです。

この即時抗告審では、非公開で鑑定人たちへの尋問も行われていました。信用できないというのなら、なぜ、直接尋問した際に裁判官は疑問を出さなかったのか、と弁護団は憤ります。検察側の主張の根拠は、DNAの新しい鑑定手法がまだ一般的に使われているものではない、ということなのですが、それでは、新しい技術を開発して過去の事件を見直すこと自体が不可能になってしまいます。

☆☆☆

なぜ、再審の門はこれほど狭いのでしょうか。

再審が行われるということは、それまでの警察や検察の捜査ばかりか、裁判所の判断にも誤りがあったことを認めることになります。

さらに、この事件で、袴田さんの無実・無罪が確定するということは、警察や検察、捜査機関が行った証拠のデッチ上げまでが明らかになるということです。「5点の衣類」は、捜査機関でもなければ仕込めるものではありませんでした。

それを、今回の決定は「5点の衣類がねつ造された可能性は、具体的な根拠に乏しく、未だ抽象的な可能性をいうに過ぎず……」と片づけてしまいます。

☆☆☆

捜査機関が証拠のデッチ上げまですることが裁判官には信じられないのでしょうか？

厚労省の村木厚子さんが逮捕された事件では、手柄を焦った大阪地検の検事がフロッピー・ディスクの改ざんを行っていたではありませんか。

死刑が問われるような事件になると、警察・検察ばかりか、裁判官もまた、自らの非が認められなくなるのでしょうか。これは冤罪を裁くべき司法による冤罪です。

「冤罪は目の前で、現在進行しているんです！」……東京高裁決定後の記者会見の席で、弁護団から出た悲鳴のような言葉です。